

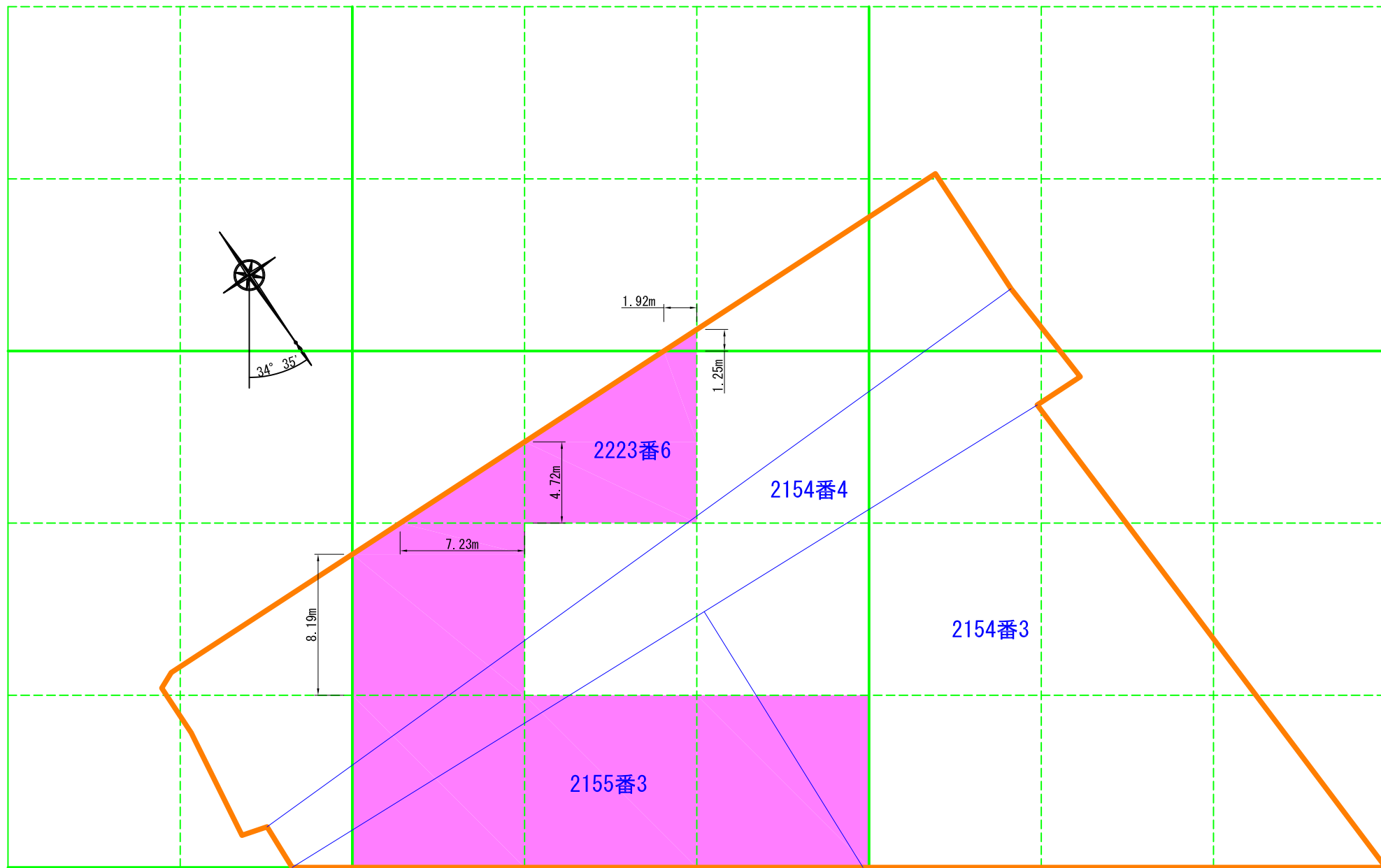
< 区域指定申請時概要 >

形質変更時要届出区域の概況	事業場跡地
調査対象物質	土壌汚染対策法に定める特定有害物質全 25 種
指定基準超過物質	鉛及びその化合物（溶出量及び含有量）
検出最大濃度	鉛及びその化合物（溶出量：0.079mg/L、含有量：460 mg/ kg ）
基準値	鉛及びその化合物（溶出量：0.01mg/L、含有量：150 mg/ kg ）
告示日	平成 26 年 7 月 18 日 告示第 647 号
人への健康影響について	周辺地域は地下水が一般的に常態としてそのまま飲用されていると認められず、上下水道が敷設されており、また、当該敷地は一般の者が立ち入る事ができない状態で管理されていることから、人への健康影響の恐れはない。

周辺の地図



形質変更時要届出区域



0 10m

- 調査対象地
- 単位区画
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域 (494.4㎡)

【起点】
 起点は、揖保郡太子町太田字跡崎2154番3の最北端とした。